

発 議 書

次の意見書案を提出する。

非核三原則の堅持と核兵器禁止条約第1回再検討会議への
オブザーバー参加を求める意見書

令和8年6月26日

提 出 者

呉市議会議員

阪	井	昌	行
田	中	み	わ子
亀	井	聡	美
奥	田	和	夫
中	原	明	夫
坂	井	誠	臣

呉市議会議長 林 田 浩 秋 様

非核三原則の堅持と核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器の悲惨さと非人道性を世界に訴えてきた。

広島・長崎への原爆投下から今日においても、核兵器の脅威は未だに高まりつつあり、核軍縮・不拡散体制は揺らぎを見せている。

こうした状況の中、我が国が長年にわたり国是としてきた「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、平和国家としての根幹を支える極めて重要な理念である。この原則の堅持は、国際的信頼の確保と、核兵器廃絶をめざす世界的な取組に対する強い意志表明である。

呉市は昭和60（1985）年に核兵器廃絶・平和都市宣言を行い、核兵器のない平和な世界を目指す活動を行ってきた。その取組を実効あるものとするためにも、これまで堅持してきた非核三原則は、後退させることなく、その堅持を図るべきと考える。

また、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵攻や中東情勢を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は 令和3（2021）年1月22日に発効し、令和8年（2026）年で5年を迎えた。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

令和8（2026）年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取り組みを検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に広く伝え、核兵器の非人道性への理解を国際社会に深める行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、政府及び国会におかれましては、非核三原則を堅持し、核兵器のない世界に向けた取組を一層強化されるよう要望するとともに、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に取り組むよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
内	閣	官	房	長
総		務	大	臣
外		務	大	臣
防		衛	大	臣